



# 茨城県報

第 2603 号

平成26年7月3日

木曜日

## 目 次

### 告 示

ページ

- 指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) ..... 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者  
の指定 (3件) (障害福祉課) ..... 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者  
の指定更新 (2件) (障害福祉課) ..... 3
- 使用料及び手数料の徴収事務の委託 (障害福祉課) ..... 3
- 大規模小売店舗の廃止の届出 (中小企業課) ..... 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (3件) (中小企業課) ..... 4
- 種畜証明書の交付 (畜産課) ..... 7
- 定款変更の認可 (農村計画課) ..... 8
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 9
- 道路の供用の開始 (2件) (道路維持課) ..... 9
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市整備課) ..... 10
- 土地改良区役員の退任 (農林事務所) ..... 10

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告 (生活文化課) ..... 10
- 特別保護地区の指定について (環境政策課) ..... 11
- 都市計画の図書の縦覧 (都市計画課) ..... 13
- 開発行為の工事完了 (2件) (建築指導課) ..... 14
- 入札公告 (会計管理課) ..... 14

### ( 警 察 本 部 )

- 平成26年度茨城県警察官採用試験 (第2回) の実施 ..... 18

### 訓 令

### ( 教 育 委 員 会 )

- 茨城県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令 ..... 24

## 告 示

### 茨城県告示第731号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成26年7月3日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービスの 種 類
0852400050	プラクティススクール クアトロガッツ	守谷市薬師台2丁目4-1	ブルメリア訪問介護株式会社	土浦市小岩田東一丁目1番39号	平成26年7月1日	放課後等デイサービス

### 茨城県告示第732号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成26年7月3日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービスの 種 類
0812500254	障がい者グループホーム 一貫堂	常陸大宮市下町1392番地	医療法人 一貫堂会	常陸大宮市下町3993番地	平成26年7月1日	短期入所
0822500260	障がい者グループホーム 一貫堂	常陸大宮市下町1392番地	医療法人 一貫堂会	常陸大宮市下町3993番地	平成26年7月1日	共同生活援助

### 茨城県告示第733号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成26年7月3日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービスの 種 類
0810101832	たけのこホーム	水戸市元石川町2523番地の2	合同会社ライフパートナー	水戸市元石川町2523番地の2	平成26年7月1日	短期入所

### 茨城県告示第734号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成26年7月3日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービスの 種 類
0810101824	就労支援事業所 蛍	水戸市本町 2 - 1 - 30	特定非営利活動 法人 蛍の会	水戸市本町 2 - 1 - 30	平成26年 7月1日	就労移行支援 就労継続支援 B型

## 茨城県告示第735号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成26年7月3日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新 年月日	サービスの 種 類
0812900272	ゆかり訪問介護 サービス	神栖市矢田部8725 - 6	有限会社ゆかり 訪問介護サービ ス	神栖市矢田部8725 - 6	平成26年 7月1日	居宅介護 重度訪問介護

## 茨城県告示第736号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成26年7月3日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新 年月日	サービスの 種 類
0811800010	吉泉苑	坂東市沓掛421- 9	医療法人清風会	坂東市沓掛4527- 1	平成26年 7月1日	就労移行支援 就労継続支援 B型
0810100966	オールマスターズ	水戸市柵町 1 - 5 - 20	医療法人南山会	水戸市酒門町1577 - 10	平成26年 7月1日	就労継続支援 B型
0811200021	障害福祉サービ スセンターワ コー大里	常陸太田市大里町 237- 1	有限会社ワコー 介護サービス	常陸太田市大里町 237- 1	平成26年 7月1日	生活介護
0810100958	スリーアール水 戸	水戸市住吉町269 - 3	特定非営利活動 法人スリーアール 茨城	水戸市住吉町269 - 3	平成26年 7月1日	就労移行支援 就労継続支援 B型

## 茨城県告示第737号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり茨城県立あすなろの郷に係る使用料及び手数料の徴収事務を委託した。

平成26年7月3日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 受託者

社会福祉法人 茨城県社会福祉事業団

## 2 委託する公金徴収事務

茨城県立心身障害者施設診療料等徴収条例（昭和35年茨城県条例第47号）に規定する使用料及び手数料

## 3 委託期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

## 茨城県告示第738号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による大規模小売店舗の廃止の届出について、同条第6項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成26年7月3日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 名称及び代表者氏名

株式会社さつま屋商店

代表取締役 北 原 政 雄

## (2) 住所

東京都世田谷区上馬4丁目35番11号

## 2 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

下妻ショッピングセンター・オーク

下妻市古沢字屋敷東562-1外

## (2) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

8,226㎡

## (3) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0㎡

## (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日

平成26年6月15日

## (5) 変更の理由

廃業のため

## 3 届出年月日

平成26年6月20日

## 茨城県告示第739号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成26年7月3日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イトーヨーカドー日立店  
日立市幸町一丁目16番1号

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第6条第1項)

平成26年6月5日

イ 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者 (法人にあつては代表者の氏名)

(変更前) 代表取締役 岡 内 欣 也

(変更後) 代表取締役 若 林 辰 雄

(3) 届出年月日

平成26年5月20日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第740号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成26年7月3日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベストリカー土浦北店

土浦市真鍋四丁目2277番地2

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第6条第1項)

平成26年5月15日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社タイヨー	神栖市大野原二丁目31番31号	森 田 剛

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社タイヨー	神栖市大野原二丁目31番31号	森 田 剛

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社ココカラファインヘルスケア	神奈川県横浜市港北区新横浜 3-17-6	橋 爪 薫

(3) 届出年月日

平成26年 4月11日

## 2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
土浦市	<p>1 騒音発生に係る対応等</p> <p>(1) 公害関係法令に基づく特定施設等を設置する場合は事前に届出を要します。また特定施設を設置し、特定工場となった場合は公害関係法令に基づく規制が適用されます。</p> <p>(2) 営業活動に伴う騒音等は環境基準や法令の規制基準値を参考に、周辺的生活環境に配慮してください。</p> <p>(3) 苦情等が生じた場合には誠意を持って対処願います。</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針等</p> <p>従業員の採用に当たっては、土浦ハローワーク・茨城就職支援センター等への求人登録により、地元から優先的雇用と安定雇用について配慮願います。</p>	<p>1 騒音規制法及び公害関係法令による</p> <p>2 地域雇用確保への協力として</p>

## 3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

### 茨城県告示第741号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成26年 7月 3日

茨城県知事 橋 本 昌

### 1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベストリカー土浦北店

土浦市真鍋四丁目2277番地 2

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第2項）

平成26年5月15日

イ 変更しようとする事項

(ア) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 5台

(変更後) 20台

(イ) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 50㎡

(変更後) 140㎡

(ウ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 20㎡

(変更後) 47㎡

(3) 届出年月日

平成26年4月11日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
土浦市	<p>騒音発生に係る対応等</p> <p>1 駐輪場の位置及び収容台数, 荷さばき位置及び面積, 廃棄物の保管施設及び容量が変更されることに伴う営業活動の変化によって生ずる騒音等は環境基準や法令の規制基準値を参考に, 周辺的生活環境に配慮してください。</p> <p>2 苦情等が生じた場合には誠意を持って対処願います。</p>	騒音規制法及び公害関係法令による

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課



茨城県告示第742号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項本文の規定による平成26年度定期種畜検査に合格し, 種畜証明書の発行を受けた種畜は次のとおりであるので, 同法第8条第2項の規定により告示する。

平成26年7月3日

茨城県知事 橋 本 昌

<種畜検査名簿>

種畜証明書番号	名 前	品 種	生年月日	飼 養 者	
				住 所	氏 名
21208010001	パトロンシート	クリオージョ種	平成3年 2月5日	笠間市	東京大学大学院農学生命科学 研究科附属牧場
11052400206	明安継	黒毛和種	平成13年 5月26日	東茨城郡城里町	七会村小勝和牛改良組合

種畜証明書番号	名 前	品 種	生年月日	飼 養 者	
				住 所	氏 名
11052768115	北国関7	黒毛和種	平成14年 5月9日	常陸大宮市	茨城県畜産センター肉用牛研究所
11230764458	福茂光	黒毛和種	平成18年 3月22日	常陸大宮市	茨城県畜産センター肉用牛研究所
11238493398	鯉淵298	黒毛和種	平成18年 12月11日	常陸大宮市	茨城県畜産センター肉用牛研究所
11235209176	北平5	黒毛和種	平成19年 3月5日	常陸大宮市	茨城県畜産センター肉用牛研究所
11215173077	菊美6	黒毛和種	平成20年 7月1日	常陸大宮市	茨城県畜産センター肉用牛研究所
11249516956	森鈴5274	黒毛和種	平成21年 3月27日	常陸大宮市	茨城県畜産センター肉用牛研究所
11257799228	福平9	黒毛和種	平成21年 9月30日	常陸大宮市	茨城県畜産センター肉用牛研究所
11257091070	茂光洋	黒毛和種	平成22年 3月2日	常陸大宮市	茨城県畜産センター肉用牛研究所
11254880905	日出丸105	黒毛和種	平成22年 7月28日	常陸大宮市	茨城県畜産センター肉用牛研究所
11334666269	北平国6	黒毛和種	平成23年 8月13日	常陸大宮市	茨城県畜産センター肉用牛研究所
11338621288	平勝	黒毛和種	平成23年 10月5日	常陸大宮市	茨城県畜産センター肉用牛研究所
11247624547	埴安福	黒毛和種	平成24年 2月29日	常陸大宮市	茨城県畜産センター肉用牛研究所
11339781134	日出花国	黒毛和種	平成24年 9月4日	常陸大宮市	茨城県畜産センター肉用牛研究所
11338965733	万宝関	黒毛和種	平成24年 10月29日	常陸大宮市	茨城県畜産センター肉用牛研究所
11367484670	百合宏	黒毛和種	平成25年 1月2日	常陸大宮市	茨城県畜産センター肉用牛研究所
11256288174	グリーンシンフォニー ゴールドウイン サトミ ET	ホルスタイン種	平成22年 6月28日	水戸市	茨城県酪農業協同組合連合会
11355184346	グリーンシンフォニー スーダン サトミ ET	ホルスタイン種	平成25年 6月13日	水戸市	茨城県酪農業協同組合連合会
11206402490	安茂高	黒毛和種	平成17年 1月22日	常陸太田市	(財) 里美ふるさと振興公社
11247347675	北勝栄	黒毛和種	平成19年 8月10日	常陸太田市	(財) 里美ふるさと振興公社

## 茨城県告示第743号

中妻地区土地改良区から平成26年6月4日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により同年6月24日認可した。

平成26年7月3日

茨城県知事 橋 本 昌



茨城県告示第744号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成26年7月3日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。  
 平成26年7月3日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 つくば野田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
つくば市飯田字墓山256番2から つくばみらい市紫峰ヶ丘一丁目101番まで	旧 (A)	メートル 最大 49.0 最小 10.6	メートル 3,613	
つくば市飯田字墓山256番2から つくばみらい市紫峰ヶ丘一丁目101番まで	(A)	メートル 最大 49.0 最小 10.6	メートル 3,613	バイパスの
つくば市花島新田字北原32番78から つくば市片田字東田109番2まで	新 (B)	メートル 最大 47.0 最小 28.0	291	一部区間の 新 設

茨城県告示第745号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、平成26年7月3日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。  
 平成26年7月3日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 一般国道 354号
- 2 供用開始の区間 土浦市手野町字島廻284番地先から  
土浦市手野町字浜堤1144番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成26年7月3日

茨城県告示第746号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、平成26年7月3日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。  
 平成26年7月3日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 一般国道 354号
- 2 供用開始の区間 土浦市手野町字浜堤1151番地先から  
土浦市手野町字広田1429番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成26年7月3日

## 茨城県告示第747号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づく、結城第一工業団地矢畑地区土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第4項の規定により告示する。

平成26年7月3日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 結城第一工業団地矢畑地区土地区画整理組合

事 務 所 の 所 在 地 結城市大字結城1447

事 業 施 行 期 間 自 平成20年 12月 8日

至 平成28年 3月31日

施 行 地 区 結城市大字上山川字大久保，字須久保塚及び大字矢畑字大久保，字大谷口の各一部と大字矢畑字須久保塚の全部

設立認可の年月日 平成20年12月 8日

## 2 公告すべき変更の内容

地積の変更

資金計画の変更

## 3 変更認可の年月日 平成26年7月3日

## 茨城県告示第748号

水戸市中河内町958番地の1に事務所を置く那珂川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成26年7月3日

茨城県県央農林事務所長 西 溪 一 男

退任

職 名	氏 名	住 所
理 事	海老澤 正 巳	水戸市中河内町1041番地の1

## 公 告

## ●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成26年8月20日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成26年7月3日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 申請のあった年月日

平成26年6月20日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 日立理科クラブ

(設立認証：平成21年9月14日，設立：平成21年9月29日)

## 3 代表者の氏名

佐藤 一男

## 4 主たる事務所の所在地

茨城県日立市神峰町1丁目6番11号

## 5 定款に記載された目的

この法人は、日立市及びその近傍に在住する小中学児童・生徒に対し、学校並びに地域社会において行われる理数教育及びその振興活動を支援することにより、子どもたちの科学する力を養い、国際社会で活躍できる「未来を拓く人づくり」に寄与することを目的とする。

## ●特別保護地区の指定について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により特別保護地区を指定したいので、法第29条第4項において準用する第28条第4項の規定により次のとおり公告する。また、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）を次の5の縦覧場所において縦覧に供する。

なお、当該特別保護地区を指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、次の6の期間中に茨城県知事に指針案についての意見書を提出することができる。

平成26年7月3日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 特別保護地区の名称

菅生沼特別保護地区

## 2 特別保護地区の区域

菅生沼鳥獣保護区のうち、1級河川江川と飯沼川の河川区域内の公有財産及びその区域に完全に一致する以下の土地とする。

(坂東市)

辺田154番地1から2、155番地1から2、156番地から159番地、160番地1、161番地1から2、162番地1から2、163番地1から2、164番地、165番地4から7、169番地2、170番地2、171番地1から2、172番地1から2、173番地2、174番地1から2、397番地1から3、398番地2から4、430番地3、431番地1から2、432番地1から2、433番地2、434番地2、435番地2、436番地1から3、437番地、438番地2から3、439番地2、440番地2から3、441番地1から2、442番地1から2、443番地1から2、448番地2、450番地2から3、451番地1から2、452番地2から3、453番地2、454番地1から2、455番地1から2、456番地2から3、457番地から458番地

神田山3404番地1、3404番地4から7、3407番地から3408番地、3414番地から3415番地、3419番地から3420番地、3423番地から3424番地、3434番から3435番地、3438番地から3439番地、3443番地から3444番地、3455番地から3456番地、3459番地から3461番地、3463番地2から5、3464番地2から4、3465番地、3466番地1、3468番地2から3、3469番地2から3、3470番地2から3、3471番地2から3、3472番地2から3、3473番地2、3473番地3、3474番地2から3、3475番地2から3、3476番地1から3、3477番地1から3、3478番地2から3、3479

番地 2 から 3, 3480番地 2 から 3, 3481番地 2 から 3, 3482番地 2 から 3, 3483番地 2 から 3, 3484番地 2 から 3, 3485番地 2 から 3, 3486番地 2 から 3, 3487番地 2 から 3, 3488番地 1 から 3, 3489番地 1 から 3, 3490番地 1 から 3, 3491番地 2 から 3, 3492番地 2 から 3, 3493番地 2 から 3, 3494番地 1 から 3, 3495番地 1 から 3, 3496番地 1 から 3, 3497番地 1 から 3, 3498番地 1 から 3, 3499番地 2 から 3, 3500番地 2 から 3, 3501番地 2, 3502番地 2 から 3, 3503番地 1 から 4, 3504番地 1 から 3, 3505番地 1 から 3, 3506番地 1 から 3, 3507番地 1 から 3, 3508番地 1 から 2, 3509番地 1 から 2, 3510番地から3512番地, 3513番地 1 から 3, 3514番地から3530番地, 3531番地 1 から 2, 3532番地, 3533番地 1 から 4, 3534番地 1 から 4, 3535番地 1 から 4, 3536番地から3541番地, 3542番地 1 から 4, 3543番地 1 から 3, 3544番地から3545番地, 3546番地 1 から 2, 3547番地 1 から 2, 3548番地 1 から 2, 3549番地 1 から 3, 3550番地, 3551番地 1 から 3, 3552番地から3585番地, 3586番地 1 から 4, 3587番地 1 から 4, 3588番地から3590番地, 3591番地 1 から 4, 3592番地 1 から 4, 3593番地 1 から 4, 3594番地 1 から 4, 3595番地 1 から 4, 3596番地 1 から 4, 3597番地 1 から 4, 3598番地 1 から 4, 3599番地 1 から 4, 3600番地 1 から 4, 3601番地 1 から 4, 3602番地 1 から 3, 3603番地 1 から 2, 3604番地, 3621番地, 3635番地, 3647番地 3

下出島292番地 2 から 3, 293番地から294番地, 295番地 1 から 4, 296番地 4 から 5, 297番地 1, 361番地 1, 362番地 1, 363番地 1 から 4, 364番地, 365番地 1 から 2, 366番地から406番地, 407番地 1, 408番地, 409番地 1 から 2, 410番地, 411番地 1 から 2, 412番地 1

中里1219番地 2 から 3, 1220番地 1 から 3, 1221番地 1 から 4, 1222番地 1 から 2, 1225番地, 1226番地 1 から 2, 1227番地 1 から 2, 1228番地 1 から 2, 1229番地 1 から 2, 1230番地 1 から 2, 1231番地 1 から 2, 1232番地 1 から 2, 1233番地 1 から 2, 1234番地 1 から 2, 1235番地 1 から 2, 1236番地 1 から 2, 1237番地 1 から 2, 1238番地 1 から 5, 1240番地 1 から 3, 1241番地 1 から 3, 1242番地 1 から 2, 1243番地 1, 1245番地 1, 1246番地 1, 1246番地 4, 1354番地から1362番地

大谷口61番地から63番地, 66番地から72番地, 72番地 1, 73番地から78番地, 83番地から85番地, 87番地, 329番地から339番地, 343番地から345番地, 368番地から372番地, 499番地から504番地, 504番地 1, 586番地 1, 587番地 1, 588番地から599番地, 663番地から664番地, 664番地 1, 665番地から666番地, 666番地 1, 668番地, 669番地 1 から 2, 671番地, 672番地 1 から 3, 673番地, 837番地 1 から 2, 839番地から844番地, 845番地 1 から 2

大崎822番地 1 から 2, 823番地 1 から 3, 824番地から829番地, 831番地から832番地, 834番地, 835番地 1 から 2, 1173番地 1, 1174番地 1, 1175番地から1257番地, 1258番地 1 から 2, 1259番地から1262番地, 1262番地 1, 1263番地から1287番地

法師戸214番地から215番地, 216番地 1 から 2, 217番地 1 から 3, 747番地 1, 747番地 3, 749番地 1, 749番地 3, 750番地 1, 750番地 3, 751番地から752番地, 753番地 1 から 2, 754番地 1 から 2, 755番地 1 から 2, 756番地から760番地

矢作2462番地から2465番地, 2469番地から2472番地

(常総市)

大塚戸町字篠山の1448番地, 1449番地, 1453番地から1467番地, 1586番から1595番地, 1608番地, 1608番地 1, 1609番地から1632番地, 1773番地から1774番地, 1777番地から1784番地, 1792番地から1807番地, 1810番地から1818番地, 乙1462番地, 乙1464番地から1465番地, 乙1630番地, 乙1632番地, 乙1773番地, 乙1807番地, 乙1810番地から乙1812番地, 乙1818番地

字堀込285番地 1, 285番地 2, 286番地から295番地, 283番地 2, 284番地 1 から 2, 乙283番地 1 から 2

字柵森3713番地, 3713番地 1, 3714番地から3715番地, 3715番地 1 から3715番地 2, 3716番地から3731番地,

3731番地 1 から 5, 3732番地から3834番地, 3834番地 1 から3834番地 2, 3835番地から3879番地, 3879番地 1, 3880番地から3881番地

菅生町字中郷4981番地から4984番地, 字西郷5076番地 2, 字中里5212番地 2, 5216番地, 5220番地 2, 5340番地 1, 5341番地 1 から5341番地 2, 5342番地 1 から5342番地 2, 5343番地, 字西郷花5344番地から5346番地, 字上沼5348番地, 6172番地, および字上沼5347番地 1 から 3, 字下沼5349番地 2 の一部

字向山646番地, 671番地15, 679番地から680番地, 681番地 2, 682番地 2

字遠久保1033番地 5, 1069番地から1070番地

### 3 特別保護地区の存続期間

平成26年11月 1 日から平成32年10月31日まで (6 年間)

### 4 当該特別保護地区の保護に関する指針の案

#### (1) 特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

#### (2) 特別保護地区の指定目的

菅生沼鳥獣保護区は、常総市、坂東市の境界に位置する菅生沼を中心とした区域であり、周囲はヨシ群落やヤブコウジースタジイ群集、沼岸にはアカメヤナギが多く生育している。このような自然環境を反映して、カモ類などを始めとする多数の渡り鳥が中継地として利用する重要な区域となっている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、菅生沼は北部を中心に、コハクチョウが平成25年度には500羽以上渡来するなど年々増加しているほか、国の絶滅危惧 I A 類であるヘラシギを始め34種のレッドリスト種が確認されるなど、渡り鳥のねぐら、採餌場として重要であり、渡り鳥の飛来が多い中核的な区域となっている。

このため、当該区域は、菅生沼鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

### 5 縦覧場所

茨城県生活環境部環境政策課

茨城県県西県民センター環境・保安課

坂東市産業経済部農政課

常総市産業労働部農政課

### 6 縦覧期間

平成26年 7 月 3 日から平成26年 7 月16日まで

## ●都市計画の図書の縦覧

岩井・境都市計画生産緑地地区の変更に伴い、坂東市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 2 項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成26年 7 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 都市計画の種類

生産緑地地区

#### 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年7月3日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくばみらい市小絹字長町386番8, 同番9, 393番2, 394番1, 395番2, 397番2, 同番4, 398番, 399番1, 400番1, 401番2, 同番3, 402番1, 455番3

2 事業主の住所及び氏名

つくばみらい市小絹365番地

中 村 逸

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

桜川市真壁町桜井字事吉638番1, 1325番

2 事業主の住所及び氏名

桜川市富谷1459番地3

株式会社グッドライフ

代表取締役 山 田 健太郎

~~~~~

●入札公告（電子調達）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成26年7月3日

茨城県知事 橋 本 昌

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

共焦点レーザー顕微鏡 1式

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成26年11月28日（金）

(4) 納入場所

茨城県立医療大学 実習棟 2 4階 暗室2

茨城県稲敷郡阿見町阿見4669番地2

## 2 担当部局

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 担当 秋山

電 話 029-301-4875

F A X 029-301-4849

## 3 入札参加資格

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 本公告に示した調達物品の規格(仕様)に要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)
- (5) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

## 4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2の担当部局に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

## 5 入札説明書の交付期間及び場所

### (1) 交付期間

入札公告の日から平成26年8月1日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、茨城県の休日定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。

### (2) 交付場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県会計事務局会計管理課 6階受付

## 6 現地確認及び入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者(以下「競争入札参加者」という。)は、以下の期間に必要なに応じて設置場所等の現地確認を行うこと。また、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

### ア 質問受付期間

公告の日から平成26年7月23日(水)午後5時まで。なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

### イ 質問受付先

2の担当部局に同じ。

### ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスによる質問も認める。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

平成26年7月28日(月)午後5時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスにより回答する。

## 7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)に3(4)及び(5)に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

平成26年8月1日(金)午前11時まで。なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

電子調達システムにより提出する。ただし、添付書類のファイル容量が1メガバイトを超える場合は、一般競争入札参加資格申請書のみをシステムにより提出し、残りを郵送又は持参により提出すること。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参により提出すること。

(3) 提出先

2の担当部局に同じ。

(4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、平成26年8月6日(水)午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

## 8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記6の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(1) 入札書の提出方法

電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印のうえ封書にて、2の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きするものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に108分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額(整数)を記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年8月18日(月)午後5時までにシステムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記2の担当部局に必着のこと。



## (3) 開札日時及び場所

## ア 日時

平成26年 8 月19日 (火) 午前11時30分

## イ 場所

茨城県会計事務局 会計管理課内 (県庁舎 6 階)

## 9 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則 (平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。) 第143条第2項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

## 10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札 (免除された者は除く。)
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名押印を欠くとき
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

## 11 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

## 12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに

到着するよう辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

- (1) 再度入札は 1 回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

14 契約書作成の要否

要

15 詳細は入札説明書による。

16 その他

- (1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

- (2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (4) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

〈申請書の入手、提出及び問合せ先〉

〒3108555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話029-301-4875 (直通)

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
Confocal laser scanning microscope
- (2) Time limit for tender:  
Time limit of tender (by hand) : 5:00 p.m., August 18, 2014  
Time limit of tender (by mail) : 5:00 p.m., August 18, 2014  
Time limit of tender (by system) : 5:00 p.m., August 18, 2014
- (3) Submission location and contact number  
Treasury Division, Treasury Bureau, Ibaraki Prefectural Government  
978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken, 310-8555, Japan  
TEL 029-301-4875

~~~~~  
( 警 察 本 部 )

●平成26年度茨城県警察官採用試験 (第2回) の実施

平成26年度茨城県警察官採用試験 (第2回) を次により行います。

平成26年 7 月 3 日

茨城県警察本部長 大 平 修

第 1 次試験日 平成26年 9 月21日 (日)  
 受 付 期 間【郵送・持参の場合】  
 平成26年 7 月 1 日 (火) ～ 8 月19日 (火) (消印有効)  
 【インターネット (電子申請) の場合】  
 平成26年 7 月 1 日 (火) 午前 9 時～ 8 月18日 (月) 午後 5 時 (受信有効)

◎職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護並びに犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

◎試験区分、採用予定人員及び受験資格

試 験 区 分	採用予定人員	受 験 資 格
男性警察官 A	25名程度	昭和60年 4 月 2 日以降に生まれた人で、学校教育法による大学 (短期大学を除く。) を卒業した人若しくは平成27年 3 月31日までに卒業見込みの人又は人事委員会がこれと同等と認める人
女性警察官 A	5名程度	
男性警察官 B	38名程度	昭和60年 4 月 2 日から平成 9 年 4 月 1 日までに生まれた人で、上記警察官 A の受験資格 (学歴部分) に該当しない人
女性警察官 B	8名程度	

なお、上記の資格に該当する人であっても、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない人
- (2) 成年被後見人又は被保佐人 (準禁治産者を含む。)
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (4) 茨城県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- (5) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

◎試験日時、場所及び合格者の発表

区分	日 時	試験地	試 験 場	合 格 発 表
第 一 次 試 験	9 月21日 (日) 午前 9 時から 午後 2 時頃まで	水 戸	県立水戸第三高等学校	10月 9 日 (木) 午前10時 (予定) に茨城県人事委員会事務局、茨城県警察本部、県内各警察署及びインターネット・ホームページに受験番号を掲示発表するほか、合格者のみに通知します。
		土 浦	県立土浦第一高等学校	
		筑 西	県立下館第一高等学校	
		鹿 嶋	県立鹿島高等学校	

第二次試験	<p>〔身体検査, 体力試験, 適性検査〕 10月18日(土), 10月19日(日)のいずれか1日</p> <p>〔口述試験〕 11月20日(木)～11月27日(木)の土日祝日を除いたいずれか1日</p> <p>※日時及び試験場は, 第1次試験合格者のみに通知します。</p>	<p>第1次試験, 第2次試験の結果に基づいて最終合格者を決定し, 発表は12月12日(金)午前10時(予定)に第1次試験合格発表の要領で行い, 合格者のみに通知します。</p>
-------	--	---

(注) 試験場及び付近に自動車及び二輪車を駐車する場所はありません。

第1次試験場へは, 必ず上履き及び下足を入れるビニール袋等を持参してください。

### ◎試験の方法及び内容

試験の方法		内 容	
第一次試験	教養試験 (120分)	<p>警察官として必要な一般の知識及び知能について, 択一式によりおおむね大学又は高校で履修した程度の問題を出題します。</p> <p>(出題分野)</p> <p>警察官A～社会科学, 人文科学, 自然科学, 文章理解(英語を含む), 判断推理, 数的処理, 資料解釈</p> <p>警察官B～国語, 社会, 数学, 理科, 文章理解(英語を含む), 判断推理, 数的処理, 資料解釈</p>	
	論(作)文試験 (80分)	文章による表現力, 課題に対する思考力等をみます。	
第二次試験	第一日目 身体検査	別表1の身体基準により身長・体重の測定, 視力・色覚検査, 胸部疾患, 伝染病疾患の有無等について, 医師による診察及び検査を行うとともに, 警察官として職務遂行上必要な身体機能を有するかどうかを検査します。	
	体力試験	<p>腕立て伏せ, 上体起こし, 反復横跳び, 握力, 立ち幅跳び, 20メートルシャトルランの6種目を実施します。</p> <p>基準は別表2のとおりです。</p> <p>※半袖Tシャツ, ハーフパンツ型の運動着, 屋内用運動靴を持参してください。</p>	
	適性検査	警察官として適性があるかどうかを検査します。	
	第二日目 口述試験	集団討論	警察官として適するかどうかを集団討論により試験します。
	個別面接	警察官として適するかどうかを個別面接により試験します。 なお, その際には「公務員倫理」についての考え方も聞きます。	
資 格 調 査		受験資格の有無等について調査します。	

#### 〈別表1〉身体基準

項 目	身 体 基 準	
	男性警察官	女性警察官
身 長	160cm 以上	150cm 以上
体 重	47kg 以上	43kg 以上
視 力	両眼とも, 裸眼視力0.6以上又は矯正視力1.0以上であること。 (必要な方は, 眼鏡等を持参してください。)	
色 覚	職務遂行に支障がないこと。	
その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。	

◎ 試験の配点及び基準点

試験科目		配点 (満点)	基 準
教 養 試 験		120点	満点の 4 割以上。ただし、全受験者の得点状況により 3 割までの範囲内で引き下げる場合があります。
論 ( 作 ) 文 試 験		60点	満点の 4 割以上
体 力 試 験		60点	満点の 5 割かつ別表 2 の「体力試験種目別基準」に満たない種目が 3 種目以上ないこと。
口 述 試 験	集団討論	80点	満点の 4 割以上
	個別面接	160点	満点の 4 割 5 分以上

〈留意事項〉

- ※ 第 1 次試験における論 ( 作 ) 文試験の評定は、教養試験の基準を満たした人のみ行います。
- ※ いずれかの試験科目において基準に達しない場合は、他の成績にかかわらず不合格となります。

〈別表 2〉体力試験種目別基準

種目 性別	腕立て伏せ	上体起こし	反復横跳び	握 力	立ち幅跳び	20メートル シャトルラン
男性	19回	18回	41回	44kg	195cm	32回
女性	10回	12回	36回	26kg	143cm	19回

◎過去の論 ( 作 ) 文課題 ( 概要 )

年 度	A 区 分		B 区 分
平成24年度	第 1 回	警察官と他の公務員との相違点を挙げた上で、なぜ警察官を目指すのか。	これまでに失敗した経験を挙げ、そこから学んだことは何か。
	第 2 回	これまで熱意をもって取り組んだ経験等を踏まえて、警察官としてどの様に活かしたいか。	
平成25年度	第 1 回	学生時代に悩んだり、苦労したこと又は挫折を味わったことについて、それをどのように乗り越えてきたか。そしてその経験を警察官としてどのように活かしたいか。	あなたの長所や短所を踏まえ、自らを成長させるために必要なことは何か。
	第 2 回	県民が今一番警察に求めているものは何か。また、それにどのように応えていくべきか。	あなたが考える「大人」と「子供」の違いについて。

◎過去の集団討論課題 ( 概要 )

年 度	A 区 分		B 区 分
平成24年度	第 1 回	就職活動の開始時期について	「ヤバイ」などの若者言葉の使い方について
	第 2 回	公共交通機関への優先席設置について	
平成25年度	第 1 回	英語を小学校の正式教科とすることについて	結果と過程、どちらを重視するか
	第 2 回	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) について	中高生のインターネット依存について

## ◎受験申込手続

- 【郵送又は持参による方法】と【インターネット（電子申請）による方法】の2通りの申込方法があります。【郵送又は持参による方法】で申し込んだ場合、受験票は申込み受付期間終了後、警察本部から郵送します。  
9月10日（水）までに手元に届かない場合は、警察本部警務課採用係までお問い合わせください。
- 申込方法によって受付期間が異なりますので、注意してください。
- 外国の大学を卒業又は卒業見込みで受験される方は、受付期間中に卒業証明書等が必要となります。必ず期間内に必要書類を提出してください。

## 【郵送・持参による方法】

申 込 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受験申込書に所定事項を記入し、受験票の「郵便はがき」に宛先明記の上、52円切手を必ず貼って警察本部警務課又は各警察署に持参してください。</li> <li>・ 郵便で申し込む際は、警察本部警務課あて「簡易書留」等確実な方法を取り、封筒の表に「受験申込」と朱書してください。</li> <li>・ 受験票は申込み受付期間終了後、警察本部から発送します。もし、受験票が9月10日（水）までに手元に届かない場合は、警察本部警務課採用係へお問い合わせください。 ※申込みの際は、受験票の写真欄に写真を貼らないでください。</li> </ul>
受 付 期 間	平成26年7月1日（火）～8月19日（火） 郵送の場合は8月19日（火）までの消印のあるものに限り受け付けます。

## 【インターネット（電子申請）による方法】 ※スマートフォンによる申込みはできません。

申 込 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必ず、下記(1)茨城県警察採用ホームページでインターネットによる申込方法及び注意点を確認した上で、下記(2)いばらき電子申請・届出サービスホームページで申込みをしてください。</li> <li>・ プリンターを持っていないなど、受験票をダウンロードして印刷できない方は、上記【郵送又は持参による方法】で申込みをしてください。</li> <li>・ 使用するパソコンや通信回線上の障害などによるトラブルについては、一切責任を負いませんので御了承ください。</li> <li>・ インターネットにより申込みをした方の受験票の取得方法や受験番号・試験場等の確認方法については、下記(1)茨城県警察採用ホームページで確認してください。</li> </ul>
ホームページ アドレス	<p>下記(1)及び(2)のホームページをご覧ください。</p> <p>(1)と(2)はリンクしていますので、まず、(1)をご覧ください、その後(2)へ進んでください。</p> <p>(1) 申込方法及び注意点の確認 &lt;茨城県警察採用ホームページアドレス&gt; <a href="http://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/saiyo/ibarakipc_site/index.html">http://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/saiyo/ibarakipc_site/index.html</a></p> <p>(2) 実際の申込手続 &lt;いばらき電子申請・届出サービスホームページアドレス&gt; <a href="https://www1.asp.ibaraki.jp/e-home/SinseiPortal/toppage.do">https://www1.asp.ibaraki.jp/e-home/SinseiPortal/toppage.do</a></p>
受 付 期 間	平成26年7月1日（火）午前9時～8月18日（月）午後5時（受信有効）

## ◎合格から採用まで

- 最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、成績順に採用が決定されます。
- 採用は、原則として平成27年4月1日以降となります。
- 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間です。
- 平成27年3月31日までに大学を卒業する見込みで受験した方は、卒業した場合のみ採用されます。
- 採用決定後は、巡査に採用され、初任科生として警察学校に入校し、A区分採用者は6か月、B区分採用者は

10か月間初任教養を受けた後、本人の特性等を考慮して県内の各警察署に配置されます。

### ◎試験結果の開示について

「茨城県個人情報の保護に関する条例」に基づき、次のとおり、採用試験に関する自己情報の簡易開示を行います。なお、電話による開示の請求はできません。

試 験	開示請求できる人	開示内容	開示の期間	開示の場所
第 1 次試験	第 1 次試験不合格者 (本人に限る。)	各試験科目 の得点等及 び順位	合格発表の日から 1 か月間の執務時間内	茨城県警察本部警務部警務課 開示時間：午前 8：30～午後 5：15 (注) 土日、祝日、年末年始を除く。
第 2 次試験	第 2 次試験受験者全員 (本人に限る。)			

(注) 第 1 次試験で交付される受験票控及び本人確認ができる顔写真付きの証明書(運転免許証、学生証等)を持参してください。

### ◎給与

学 歴	大学卒	短大卒	高校卒
初 任 給	203,116円	184,370円	169,641円
ボーナス(採用 1 年目総額)	約 532,200円	約 483,000円	約 444,500円

(注) 初任給(給料+地域手当)は原則として上記金額になりますが、学校卒業後に職歴がある場合は、一定の基準で加算されることがあります。

優秀な成績を取めた者には査定昇給があります。

期末・勤勉手当(ボーナス)は、年 2 回(6 月、12 月)支給されます。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、特殊勤務手当などがその人の条件によって支給されます。

その他、勤務に必要な制服のほか、靴、ワイシャツ、ネクタイ、雨衣、手袋等が支給されます。

### ◎休暇

祝日、年末年始のほか、週休 2 日制(週当たり 2 日の休み)を実施しています。また、1 年に 20 日間の年次休暇(有給)があるほか特別休暇もあります。

### ◎昇任制度

努力次第で上級警察官への道が開かれており、更に管区警察学校や警察大学校へ入校し、幹部としての教育を受ける機会が与えられています。

### ◎この試験についての問い合わせ先

茨城県警察本部警務課採用係 〒310-8550 水戸市笠原町978番 6

電話 (029) 301-0110 (内線2632)

フリーダイヤル 0120-314058

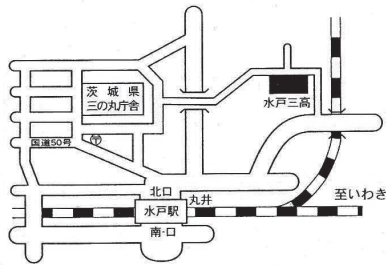
又は県内最寄りの警察署、交番、駐在所

インターネット (採用HPアドレス [http://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/saiyo/ibarakipc\\_site/index.html](http://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/saiyo/ibarakipc_site/index.html))  
により、採用試験等についての情報を提供しています。

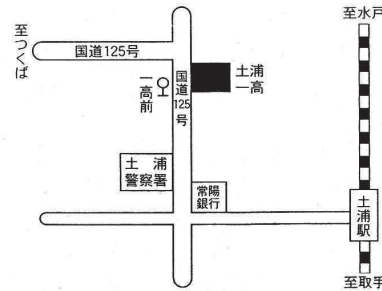
◎第 1 次試験会場

各試験場案内図

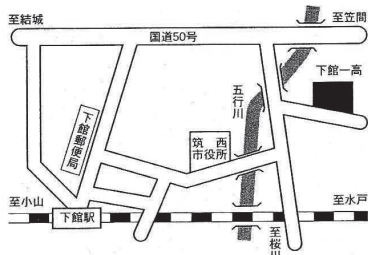
水戸試験場 水戸駅から徒歩で約 7 分



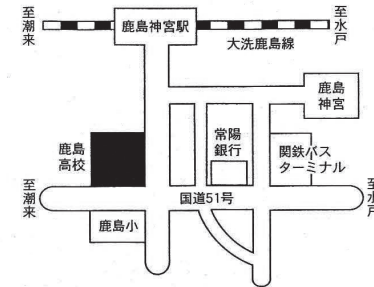
土浦試験場 土浦駅からバスで約 20 分



筑西試験場 下館駅から徒歩で約 15 分



鹿嶋試験場 鹿嶋神宮駅から徒歩で約 5 分



- ※ 試験場及び付近に自動車及び二輪車を駐車する場所はありません。
- ※ 試験場の収容能力の都合上、茨城県警察学校等で受験していただくこともありますので、あらかじめ御了承ください。
- ※ 第 1 次試験当日は、必ず受験票、筆記用具 (HB 以上の濃さの鉛筆又はシャープペンシル、鉛筆削り、消しゴム)、上履き、ビニール袋 (靴を入れるもの)、弁当を持参してください。
- ※ 各会場にゴミ箱はありません。ゴミの持ち帰りに御協力ください。

訓 令

(教育委員会)

茨城県教育委員会訓令第 7 号

茨城県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 26 年 7 月 3 日

茨城県教育委員会委員長 柳 生 修

茨城県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

茨城県教職員住宅管理規程 (昭和 42 年茨城県教育委員会訓令第 2 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 鉦田地区加倉井住宅の項を削る。



付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
休日の場合は繰下発行) (金 3, 150円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)